

## 北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等の処理等の状況

平成 31 年 3 月 26 日

JESCO

## 北九州 PCB 処理事業所における変圧器・コンデンサーの処理状況

表 1 平成 16 年度から平成 31 年 3 月 15 日までの処理状況（試運転物を除く。）

		北九州事業エリア	東京事業エリア	豊田事業エリア (変圧器 = 車載)	大阪事業エリア
変圧器類	処理台数	2,703 台		98 台	
	登録台数 (処理対象台数)	2,703 台		98 台	
	処理率 /	100%		100%	
コンデンサー 類	処理台数	51,999 台	6,925 台		
	登録台数 (処理対象台数)	52,025 台	6,925 台		
	処理率 /	99.95%	100%		

(注) 登録台数（処理対象台数）については、平成 31 年 3 月 15 日現在の JESCO 登録台数。

## (1) 変圧器類

- ・北九州事業エリアにおいては処理対象台数の 100% を処理し、2,703 台全て処理完了となった。
- ・豊田事業エリアからの車載変圧器については、平成 27 年 7 月より計 98 台を順次処理を行い、処理を完了した。

## (2) コンデンサー類

- ・北九州事業エリアにおいては処理対象台数の 99.95% を処理し、未処理台数は 26 台である。3 月末までには処理率 100% を達成する見込みである。
- ・東京事業エリアからのコンデンサー類については、処理対象台数の 100% を処理し、6,925 台全て処理完了した。

## 変圧器・コンデンサー等の処理委託契約と処理の状況について

### ( 1 ) 処分期間終了後～平成 31 年 1 月末まで

PCB 特別措置法に基づく北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等についての処分期間は平成 30 年 3 月末で終了し、今年度については改善命令や行政代執行等の行政処分の対象となる年度であったが、平成 31 年 1 月末までは、契約手続きに応じていただける保管事業者については、JESCO として速やかに契約手続きを進めることとされ、対応を行ってきた（平成 30 年 11 月 9 日付環境省通知(以下、「環境省通知」)）。

特に平成 31 年 1 月以降に新規に変圧器・コンデンサーの存在が発覚した場合、改善命令を行う時間的余裕がないことから、保管事業者に直ちに処理意向を確認し、処理の意向が示されなかった場合及び処理の意向が示されても一定日数内に処分委託契約の締結に至らなかった場合は、行政代執行（PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 3 号に基づく代執行。いわゆる「いとまなき代執行」）を実施することとされた。結果として、1 月時点で契約未発効のもの及び 1 月に新規発覚した事案については、いずれの保管事業者も処理の意向を示し、契約の締結後、全て北九州事業所への搬入を完了した。

### ( 2 ) 平成 31 年 2 月～ 3 月について

平成 31 年 2 月以降に新規に発覚した事案については、直ちにいとまなき代執行の手続きに入ることとされ（環境省通知）、手続きが進められてきた。JESCO としては、関係者間の緊密な連携のもと対応を進め、速やかに当該自治体との間でいとまなき代執行に基づく処分委託契約を行い、北九州事業所への搬入を完了した。

処理についても、変圧器については既に対象全量が処理完了済みであり、残るコンデンサーについても 3 月末までに全ての搬入物の処理を完了する見込みである。

（以上）